

鳥取県社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症
防止対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる介護サービス施設等、障がい福祉サービス施設等（以下「社会福祉施設等」という。）に対して、感染防止対策を継続して行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1、別表2の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、事業所・施設ごとに、別表1、別表2の第4欄に定める基準単価と、補助事業に要する別表1、別表2の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 規則第5条第1項の交付申請は、別途、事業所・施設等を所管する県担当課長が定める期日までにを行うものとする。なお、規則第5条第1項の申請書は様式第1号によるものとする。
- 2 前項の様式第1号による交付申請に当たっては、様式第2号、様式第3号を添付するものとする。
 - 3 規則第5条第1項第2号に掲げる書類は、不要とする。
 - 4 第1項に規定する交付申請書は、県または県が指定する者に提出するものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日が属する月の翌月16日までにを行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第4号によるものとする。

(実績報告の省略等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、本補助金の交付申請の提出をもって、報告があったものとみなす。

(財産の処分制限)

- 第7条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。）
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1 補助事業							
介護サービス事業所・施設等における感染防止対策支援事業							
2 対象事業者							
以下に掲げる県内に所在する介護サービス事業所・施設 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所							
3 補助対象経費							
令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費及び感染症対策に要する備品の購入費（消費税及び地方消費税は除く。）							
4 基準単価（単位：円、1事業所または1施設あたり）							
事業所・施設の種別				事業所・施設の種別			
1	通所介護事業所	通常規模型	10,000/事業所	29	地域密着型 介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000/施設
2		大規模型（Ⅰ）	15,000/事業所	30		定員20人以上	20,000/施設
3		大規模型（Ⅱ）	20,000/事業所	31		定員39人以下	30,000/施設
4	地域密着型通所介護事業所 （療養通所介護事業所を含む）		10,000/事業所	32	介護老人保健施設	定員40人以上 49人以下	40,000/施設
5	認知症対応型通所介護事業所		10,000/事業所	33		定員50人以上 69人以下	50,000/施設
6	通所リハビリテ- ーション事業所	通常規模型	10,000/事業所	34		定員70人以上 89人以下	60,000/施設
7		大規模型（Ⅰ）	15,000/事業所	35	定員90人以上	70,000/施設	
8		大規模型（Ⅱ）	20,000/事業所	36	定員29人以下	30,000/施設	
9	短期入所生活介護事業所		10,000/事業所	37	介護医療院	定員30人以上 39人以下	40,000/施設
10	短期入所療養介護 事業所	定員20人以下	5,000/事業所	38		定員40人以上 49人以下	50,000/施設
11		定員21人以上	10,000/事業所	39		定員50人以上 69人以下	60,000/施設
12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000/事業所	40	介護療養型医療施設	定員70人以上	70,000/施設
13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000/事業所	41		定員29人以下	30,000/施設
14		訪問回数2,001回以上	20,000/事業所	42		定員30人以上 39人以下	40,000/施設
15	訪問入浴介護事業所		10,000/事業所	43	介護療養型医療施設	定員40人以上 49人以下	50,000/施設
16	訪問看護事業所		10,000/事業所	44		定員50人以上 69人以下	60,000/施設
17	訪問リハビリテーション事業所		5,000/事業所	45		定員70人以上	70,000/施設
18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000/事業所	46	認知症対応型 共同生活介護事業所	定員14人以下	10,000/事業所
19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000/事業所	47		定員15人以上	15,000/事業所
20	居宅介護支援事業所		10,000/事業所	48	特定施設入居者 生活介護事業所	定員19人以下	10,000/事業所
21	居宅療養管理指導事業所		5,000/事業所	49		定員20人以上 39人以下	20,000/事業所
22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000/事業所	50		定員40人以上 59人以下	30,000/事業所
23	看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000/事業所	51		定員60人以上 69人以下	40,000/事業所
24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000/施設	52		定員70人以上 89人以下	50,000/事業所
25		定員40人以上 49人以下	40,000/施設	53		定員90人以上 99人以下	60,000/事業所
26		定員50人以上 69人以下	50,000/施設	54	定員100人以上	70,000/事業所	
27		定員70人以上 89人以下	60,000/施設	55	地域密着型特定施設 入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000/事業所
28		定員90人以上	70,000/施設	56		定員20人以上	20,000/事業所

- ※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別（上記1～56）により助成する。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別（上記1～56）により助成する。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
 - ・訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
 - ・短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。
- ※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
 - ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
 - ・訪問看護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
 - ・居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設

別表2（第3条関係）

1 補助事業						
障害福祉サービス事業所・施設等における感染防止対策支援事業						
2 対象事業者						
以下に掲げる県内に所在する障害福祉サービス事業所・施設 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援						
3 補助対象経費						
令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費及び感染症対策に要する備品の購入費（消費税及び地方消費税は除く。）						
4 基準単価（単位：円、1事業所または1施設あたり）						
事業所・施設の種別			事業所・施設の種別			
1	療養介護	定員40人以下	20,000/事業所	19	共同生活援助（介護サービス包括型）	7,000/事業所
2		定員41人以上 60人以下	30,000/事業所	20	共同生活援助（日中サービス支援型）	7,000/事業所
3		定員61人以上	40,000/事業所	21	共同生活援助（外部サービス利用型）	7,000/事業所
4	生活介護		14,000/事業所	22	福祉型障害児入所施設	定員40人以下 20,000/事業所
5	自立訓練（機能訓練）		7,000/事業所	23		定員41人以上 60人以下 30,000/事業所
6	自立訓練（生活訓練）		7,000/事業所	24		定員61人以上 40,000/事業所
7	就労移行支援		7,000/事業所	25	医療型障害児入所施設	定員40人以下 20,000/事業所
8	就労継続支援A型		7,000/事業所	26		定員41人以上 60人以下 30,000/事業所
9	就労継続支援B型		7,000/事業所	27		定員61人以上 40,000/事業所
10	就労定着支援		3,000/事業所	28	居宅介護	3,000/事業所
11	自立生活援助		3,000/事業所	29	重度訪問介護	3,000/事業所
12	児童発達支援		7,000/事業所	30	同行援護	3,000/事業所
13	医療型児童発達支援		7,000/事業所	31	行動援護	3,000/事業所
14	放課後等デイサービス		7,000/事業所	32	居宅訪問型児童発達支援	3,000/事業所
15	短期入所		7,000/事業所	33	保育所等訪問支援	3,000/事業所
16	施設入所支援	定員40人以下	20,000/事業所	34	計画相談支援	3,000/事業所
17		定員41人以上 60人以下	30,000/事業所	35	地域移行支援	3,000/事業所
18		定員61人以上	40,000/事業所	36	地域定着支援	3,000/事業所
				37	障害児相談支援	3,000/事業所

- ※1 対象施設・事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については、助成の申請時点で判断する。
- ※4 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び別表1の第1欄に掲げる事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
 - ・療養介護
 - ・同行援護（基準該当含む）
 - ・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当）
 - ・医療型児童発達支援
 - ・行動援護（基準該当含む）
 - ・児童発達支援（共生型・基準該当）
 - ・医療型障害児入所施設
 - ・生活介護（共生型・基準該当）
 - ・放課後等デイサービス（共生型・基準該当）
 - ・居宅介護（共生型・基準該当含む）
 - ・短期入所（共生型・基準該当）
 - ・重度訪問介護（共生型・基準該当含む）
 - ・自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当）